

平成 30 年度長久手市地域包括支援センター運営方針

1 運営方針の目的

平成 30 年度長久手市地域包括支援センター運営方針は、平成 30 年度の地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や業務推進の方針、重点取組項目等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置される（介護保険法第 115 条の 46 第 1 項）。

地域包括支援センターは介護保険法第115条45第2項に定められた包括的支援事業のほか、指定介護予防支援及び介護保険法第 115 条 45 第 1 項第 1 号二（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）に定められた第 1 号介護予防支援事業を一体的に実施する。

地域包括支援センターが、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関となること、及び地域や関係機関等とのネットワークを構築し、地域の多様なニーズに応えることのできる拠点になることを目指す。

3 基本方針

本市の75歳以上の人口は、平成27年から平成37年までで約1.7倍となることが見込まれている。支援を必要とする高齢者の急増が見込まれる中、自助・互助・共助・公助の機能を最大限に発揮できる仕組みづくりを早急に進めることが求められており、平成30年度からの「長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の開始にあわせ、地域包括ケアに向けた取り組みを一層深化させていく必要がある。これらをふまえ、地域包括支援センターは、地域包括ケアのあり方を企画する一翼となる機関として、昨年度から継続して、次の方向性を強化していくことを基本方針とする。

1 後手の対応から先手の対応へ

高齢者が増え続ける中、制度の限界が見えてきている。多くの問題を抱えている方の課題が解決できず、状態が重度化し、危機的状況になってから個別に対応する「後手の対応」から、比較的元気なうちから地域で包括的に支援する

「先手の対応」に転換しなければならず、その転換を推進する必要がある。

2 現在の視点から未来の視点へ

現行制度において、現在支援が必要な人への解決をすることも重要であるが、高齢者や介護保険制度を取りまく情勢はますます厳しさを増しており、未来に焦点をあてて、新しい仕組みづくりのために様々な情報を収集し、課題解決のために何が必要なのかを考えることの重要性が高まっている。

3 支援者から企画者へ

地域包括支援センター自身が支援者となることも重要であるが、それぞれの専門職が担う役割を統合し、市民や関係者が一体となって、新しい仕組みを構築していくため、これらの人の声を丁寧に聞くとともに、共通の課題を抽出し、解決のための施策を市とともに考えていく企画者にならなければいけない。

4 プレイヤーからマネージャーへ

一人ひとりの支援すべき人に対応することから、市民や関係者等が適切に支援できる仕組みを創出したり、支援者への必要なサポートをしたりすることに業務のポイントを置き替える必要がある。

5 介護の支援者から介護及び医療の支援者へ

重度な人を中心として、いつまでも在宅で暮らし続けるためには、介護と医療の連携を進める必要がある。医療関係者との交流や意見交換を充実させ、介護関係者と医療関係者の橋渡しをしていく必要がある。

4 平成 30 年度重点取組項目

前記3の基本方針に基づき、地域包括支援センターが、平成 30 年度に重点的に取り組む項目について、次ページの図で表すことを念頭に置くものとする。

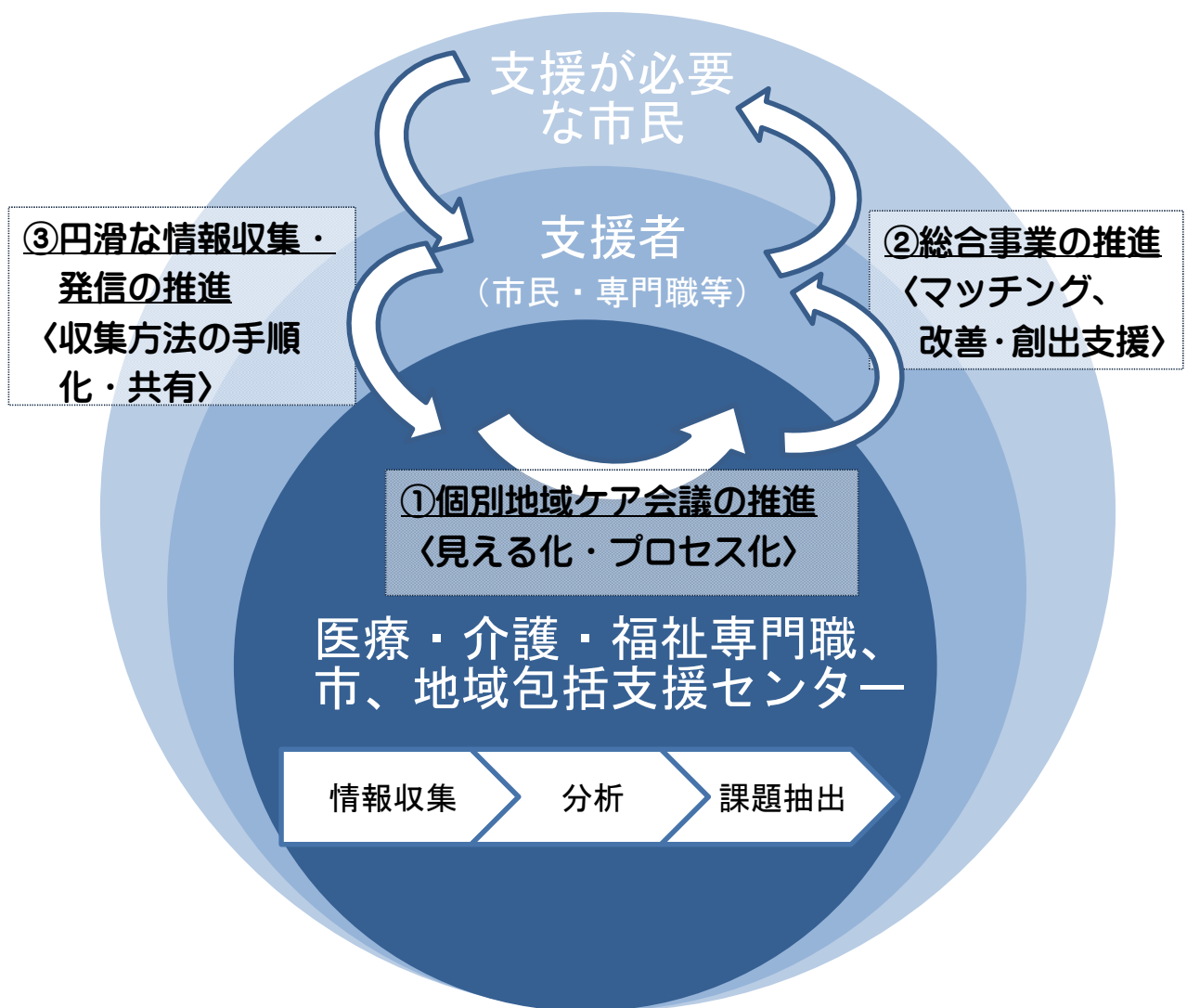
地域包括支援センターは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して、生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの 5 つの高齢者ニーズに合わせて、切れ目のない支援をしていく地域包括ケアシステムの構築に努める。

地域包括ケアシステム構築にあたり、地域包括支援センターは市民や専門職など地域の様々な主体のネットワークをつなぎつつ、地域包括ケアに対する意識を地域全体で共有することが重要な役割となる。特に、今後増える認知症の対応については、地域全体で対応することが必要であることから、認知症地域支援

推進事業及び認知症初期集中支援チーム事業と一体的に認知症施策の推進に取り組むものとする。

その目標を達成するために、平成 30 年度は①個別地域ケア会議の推進②総合事業の推進③円滑な情報収集・発信の推進に重きを置いた取組を行う。**その核となるのが、個別地域ケア会議である。**

重点取組項目の模式図



※支援者:支援が必要な市民と接点がある

市民(サロン主催者、民生委員、ボランティアなど)

専門職(介護予防事業者、医療・介護・福祉事業者、一般企業など)

(1) 個別地域ケア会議の推進

【現状・課題】

平成 29 年度は、地域ケア会議学習会を継続的に実施し、個別ケースの事例検討を行って、多職種による意見交換により、自立支援に向けてのアイデアやアドバイスを出し合い、学びを重ねている。学習会では、毎回参加者の意見をフィードバックして改善を重ねつつ、本市にとって最適な個別地域ケア会議のあり方を模索している。

この学習会を通して見えてきたのは、一つ一つの個別ケースの情報を集約、分析して共通の課題を見い出すことの必要性和、そのプロセスを手順化、見える化して共有できるようにすることの重要性である。個別事例の検討を重ねる中で、こうした仕組みづくりもあわせて進めていく必要がある。

【活動目標】

・個別地域ケア会議(学習会)を継続しつつ、個別ケースから共通の課題を見い出すプロセスの手順化、見える化を行う。

【取組のポイント】

個別地域ケア会議は、多職種による様々な視点から、自立支援に向けたケアのあり方を学び合い、多職種が顔の見える関係をつくり、最適なケアに向けた課題を抽出する機能を持つ。

これは、参加者を指定して行うのではなく、志を同じくする各専門職が自由意志で会議に参加する形で行われており、問題意識の高い参加者により活発に議論が行われている一方で、参加者や職種の偏りが見られがちでもある。参加したい(または、事業者が職員を参加させたい)と思えるような会議を継続的に行えるよう運営の工夫を継続的に行っていく必要がある。

(2) 総合事業の推進

【現状・課題】

これまで、市民によるサロン活動の支援により活性化が図られているものの、そうした場に参加できるのは、サロンへの参加意欲があり、そこまで自力で移動できる人に限られている。介護保険サービスとの接点となるような、虚弱がちな人、閉じこもりがちな人の自立支援を多様な主体が行うサービスは、一般介護予防事業で進められつつあるが、まだ事業が始まったばかりであり、継続的な改善が必要となっている。

地域包括支援センターは、自らが構築しているネットワークを通して、サービス利用者の自立支援に向けたニーズと、サービス提供者(市民・事業者などの

多様な主体。一般介護予防事業等の事業者も含む)の利用可能な資源をマッチングさせ、サービスの利用促進を図るとともに、サービスの改善や新たなサービスの創出を支援する役割を担うことが求められる。

【活動目標】

・支援が必要な市民の情報を直接的・間接的に取得し、適切なサービスにつなぐとともに、把握した市民のニーズを収集・分析し、サービスの改善や創出を支援する。

【取組のポイント】

市民による自助や互助の力を高めようという取り組みは、市政の基本的な柱である「一人ひとりに役割と居場所があるまちづくり」という考えに沿って、現在、多様な事業分野において進められているところである。地域包括支援センターは、現場を最も良く知る機関の一つとして、高齢者一人ひとりの個別ケースに立脚し、こうした各事業の円滑な連携や役割分担にかかる問題点の整理を行うことも必要である。

(3) 円滑な情報収集・発信の推進

【現状・課題】

地域包括支援センターが地域のネットワークのつなぎ手として、一層効果的に事業を進められるようになるためには、センターが果たすべき役割が地域の中で十分認識されていることが必要である。

平成29年2月から3月に一般市民向けに実施をした長久手市高齢者福祉や介護に関するアンケートでは、地域包括支援センターの認知度について、「名称や業務内容を知っている」が21.2%、「名称は知っている」が49.2%、「全く知らない」が27.3%という結果となった。「全く知らない」が1/4を超える結果となっていることから、引き続き周知を図る必要がある。

【活動目標】

・出張相談や広報活動等を通じて、地域の多様な主体とネットワークを構築しつつ、センターの役割を理解してもらい、最適な連携のあり方の仕組みづくりを進める。

【取組のポイント】

今後、支援が必要な高齢者が急増すると見込まれる中、そうした高齢者の情報を地域包括支援センターが直接本人や家族から取得するだけでなく、その方と接点がある市民（サロン主催者、民生委員、ボランティア等）や事業者（一般介護予防事業受託事業者、医療・介護・福祉事業者等）から情報を収集することが重要となる。

そのためには、情報収集に係る考え方、観点、プロセスなどの仕組みづくりを間接的な情報提供者と進め、システムとして形成する必要がある。

5 包括的支援事業実施に係る留意事項

(1) 地域包括支援センターの事業計画と評価

運営方針に基づき、事業計画書を作成すること（様式は市が定める）。また、事業完了後に事業評価を実施すること。

(2) 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切な運営に関する評価を行うために必要とする、資料提出や報告を行うこと。また、必要に応じて、地域包括支援センター運営協議会に同席すること。

(3) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意すること。

また、各事業の実施にあたり、担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るものとする。

(4) 市との連携

担当地域における高齢者支援について、市役所と一体となって取り組む必要があるため、自らの役割にとどまるだけでなく、目的指向型の問題解決を心がけ、互いに協力し合いながら良好な関係を構築していくこと。